

# 国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

## ◆8月から新しい保険証に切り替わります

現在お使いの国民健康保険と後期高齢者医療の保険証の有効期限は、7月31日です。

7月下旬に新しい保険証を郵送しますので、8月1日からは、今回お送りする保険証をお使いください(更新手続きは不要です)。保険証が届きましたら、記載事項に誤りがないかご確認をお願いします。

誤りがありましたら、必ず市役所までご連絡ください。記載事項をご自分で訂正した保険証は使用できませんのでご注意ください。

	国民健康保険	後期高齢者医療
保険証の色	㊦ ベージュ色 ⇒ ㊧ 桃色	㊦ 桃色 ⇒ ㊧ 空色
送 付 先	世帯主の方宛にまとめて郵送します。 (世帯の加入者全員分)	加入者ご本人宛に個別で郵送します。
有 効 期 限	平成 29 年 7 月 31 日 ※以下の方は、有効期限が異なります。 ・65歳になり退職者医療制度が非該当となる方 ・70歳になり高齢受給者証の対象となる方 ・75歳になり後期高齢者医療に移行する方 ・国保税に滞納のある世帯の方	平成 29 年 7 月 31 日 ※保険料に滞納のある方は、有効期限が異なる場合があります。

※ 8月になっても保険証が届かない場合には市役所までご連絡ください。

### 【国民健康保険の喪失手続きについて】

新しい国民健康保険の保険証が届いた方で、職場の健康保険（扶養になっている方も含みます。）に加入している場合、国民健康保険をやめる手続きが必要です。手続きをされないと国民健康保険税と職場の健康保険料が二重払いになったり、国民健康保険の保険証で医療機関を受診することによる医療費の返納が発生したりする可能性がありますので、早めに手続きをお願いします。

**手続きに必要なもの** 国民健康保険以外の健康保険証、国民健康保険の保険証、本人確認書類  
印かん、マイナンバーカード（個人番号カード）、またはマイナンバーが確認できる書類

### 【学生特例の保険証について】

国保加入の方で学校等へ進学のため、佐渡市から転出する場合は、学生特例の手続きが必要です。手続きをされないと国保の資格が喪失となり、保険証が使えなくなります。（市外で修学中でも市内に住民登録のある方は手続き不要です。）

**手続きに必要なもの** 修学中の方の学生証（写し）または在学証明書（原本）、本人確認書類  
印かん、マイナンバーカード（個人番号カード）、またはマイナンバーが確認できる書類

## 保険料（税）額のお知らせ

### 【国民健康保険税】

税額をお知らせする決定通知書および納税通知書を、8月中旬にお送りします。

### 【後期高齢者医療保険料】

#### ◆普通徴収（納付書払い・口座振替）の方

7月中旬に、年間の保険料額をお知らせする決定通知書をお送りします。普通徴収の対象となる方は、5月31日現在で75歳になられている方で、10月までに特別徴収（年金からの天引き）にならない方です。（8月から特別徴収になる方には、6月中旬にお知らせしました。）

#### ◆特別徴収（年金からの天引き）の方

10月以降の保険料が特別徴収となる方には、7月下旬に年間の保険料額をお知らせする決定通知書と10月以降の特別徴収額の通知書をお送りします。